

令和4年度「福島市交通・運輸事業者等緊急支援金」

地域経済を支える市内の交通・運輸事業者等はコロナ禍の長期化に加え、原油価格・物価高騰等の影響を受け厳しい経営環境にあることから、緊急支援として事業継続に必要な車両維持経費の一部を支援します。

緊急支援金の詳細

1. 交付対象となる事業者

(1) 高速バス・貸切バス・タクシー事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行う事業者(福祉輸送事業限定の許可を受けたものは除く。)

(2) トラック運送事業者

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者

(3) 自動車運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第4条に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者

2. 交付対象要件 ※下記要件をすべて満たす必要があります。

(1) 令和4年9月1日時点で、福島市内に本社又は営業所(個人事業主にあつては住所)を有し、また営業実績が2ヶ月以上あり、今後も事業継続の意思があること。

(2) 福島県地域公共交通等運行継続緊急支援金の交付決定を受けていること。

(3) 交付対象者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 福島市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と関係を有する者

イ その他市長が適当でないと認める者

3. 交付対象車両 ※下記要件をすべて満たす必要があります。

(1) 対象事業者が一般旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業並びに自動車運転代行業を実施するため使用する次に掲げる車両であり、自動車検査証における「使用の本拠の位置」が福島市内の住所である車両であること。

ア 高速バスとして使用される車両

イ 貸切バスとして使用される車両

ウ 乗用タクシー・ハイヤーとして使用される車両

エ トラック運送事業として使用される車両(三輪の軽自動車及び二輪の自動車除く)

オ 自動車運転代行業の随伴用自動車として使用される車両

(2)事業用自動車として国土交通省東北運輸局福島運輸支局長に届出がされており、令和4年9月1日時点で保有され、かつ交付申請時点で廃車等により登録抹消されていない車両であること。

※自動車運転代行業の随伴用自動車として使用される車両については、自家用自動車として登録されている車両も含まれます。

※令和4年9月1日時点で保有していた車両を廃車し、その代替車両として取得した車両については交付対象とみなし、新旧車両合わせて交付対象車両1台とします。

4. 緊急支援金の交付額

区分	支援額(対象車両1台あたり)
高速バス	100,000 円
貸切バス	50,000 円
乗用タクシー・ハイヤー	25,000 円
トラック運送	10,000 円
運転代行	7,500 円

5. 申請受付期間

令和4年11月1日(火)から令和5年1月31日(火)まで(当日消印有効)

6. 申請書類 ※福島市ホームページから様式第1号・第2号をダウンロード

①福島市交通・運輸事業者等緊急支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)

②申請車両一覧表(様式第2号)

③福島県地域公共交通等運行継続緊急支援金の交付決定通知書の写し

④交付対象となる事業を営んでいることを証明する書類(許可書等)の写し

⑤申請する車両の車検証の写し

※新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休車は、福島運輸支局へ提出した臨時休車リストの写しを添付

※代替車両は、廃止車両の届出及び新規車両の届出の写し等代替したことを証明する書類を添付

- ⑥福島市内に本社又は営業所（個人事業主にあつては住所）を有していることを証明する書類
※車検証の写しで様式第1号記載の所在地等が確認できない場合のみ添付
- ⑦損害賠償責任保険契約等の締結を証明する書類（運転代行保険及び随伴用自動車の任意保険）
※自動車運転代行業のみ添付
- ⑧振込先口座を確認できる通帳等の写し

※申請いただいた内容により、上記以外の追加書類を求める場合がございますので、ご了承ください。

7. 申請方法等

(1) 電子申請の場合

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072010.task?app=202201385>

※上記 URL よりアクセスしてください。

(2) 郵送の場合

◆各事業者区分の郵送先へ、申請書類一式を提出してください。

【郵送先・問合先】

① 高速バス・貸切バス事業者・・・福島県バス協会へ郵送

〒960-8165 福島市吉倉字吉田 40 番地
公益社団法人福島県バス協会 宛て
☎024-546-1478

※協会未加盟のバス事業者は、福島市交通政策課へ郵送
(〒960-8601 福島市五老内町3番1号 ☎024-525-3762)

② タクシー事業者・・・福島地区タクシー協同組合へ郵送

〒960-8113 福島市旭町9番9号
福島地区タクシー協同組合 宛て
☎024-533-3113

③ トラック運送事業者・自動車運転代行業者・・・下記事務局へ郵送

〒960-8164 福島市八木田字中島36番地の1
福島市運輸事業者等緊急支援金事務局 宛て
☎080-1679-3106